

自衛隊への情報提供を望まない方へ

自衛隊職員が募集対象者へ募集案内などを送付するため、自衛隊法などに基づき個人情報の適切な管理の徹底を求めた上で対象者の情報を自衛隊へ提供します。自己の個人情報の提供を望まない方については、除外申請書を提出いただくことでその情報から除外することを受付します。



○今年度対象になる方(18歳、22歳になる町に住民登録のある日本国籍の方)

18歳:平成18年4月2日から平成19年4月1日生まれ

22歳:平成14年4月2日から平成15年4月1日生まれ

○受付期間および申請方法 5月1日(水)から6月14日(金)まで

除外申請書および必要書類を役場環境生活課総合サービス室へ提出して下さい。

※除外申請書は環境生活課総合サービス室にあります。またはホームページでもダウンロードできます。詳しくはお問い合わせ下さい。

問い合わせ先 役場環境生活課総合サービス室 ☎482-2934 (課直通)

ヒグマに注意を！

春はヒグマの行動が活発化する時期であることから、例年、多くの目撃報告を受けております。町の周りは国有林に囲まれており、多くの森林を有しております。森はヒグマの生息地です。春の山菜取りや入山される際は十分に気を付けてください。

▶ヒグマの被害に遭わないために

【野山では】

- ・事前にヒグマの出没状況を確認する
- ・一人では野山に入らない
- ・音を出しながら歩く
- ・薄暗いときには行動しない
- ・フンや足跡を見たら引き返す
- ・食べ物やごみは必ず持ち帰る



【日常生活では】

- ・家庭のごみは収集日に定められた方法で出す
- ・ごみのポイ捨ては絶対にしない、させない
- ・町内でヒグマを目撃したら、役場農林課か弟子屈警察署(☎482-2110)にすぐに通報する。

問い合わせ先／役場農林課林務係 ☎482-2936 (課直通)・
釧路総合振興局保健環境部 環境生活課

住民税均等割のみ課税世帯と低所得者の子育て世帯へ給付金を支給します

価格高騰による家計への負担が大きい低所得世帯に対し、「弟子屈町住民税均等割のみ課税世帯等給付金」を支給します。また、支給対象世帯の世帯員に18歳以下の子どもがいる世帯に対し、1人当たり5万円を支給します。給付金を受給するためには、手続きが必要です。

給付金の支給額 1世帯当たり10万円
子ども加算分:18歳以下の子ども1人当たり5万円

①住民税均等割のみ課税世帯等給付金

令和5年12月1日時点において、町に住民登録がある世帯で、令和5年度住民税が「世帯全員均等割のみ課税」または「均等割のみ課税の方と均等割が非課税の方」で構成される世帯ただし、住民税均等割が課税されている者の扶養親族のみで構成されている世帯は対象外となります。

②子ども加算分

①の支給対象世帯の世帯員である18歳以下の子ども(18歳に達する日以降最初の3月31日までの児童(平成17年4月2日生まれ以降の児童))

申請方法 対象となる世帯に対し、4月下旬に「確認書」を郵送しました。内容を確認の上、返送してください。
▶申請期間／6月14日(金)まで

給付金を装った「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、役場や警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

問い合わせ先／役場福祉課地域福祉係 ☎482-2921 (課直通)

堆肥やスラリーの散布にご理解をお願いします

家畜排せつ物は農家にとって貴重な有機肥料であり、牧草地や畑作に還元することで資源循環型の農業として環境負荷軽減にも役立っています。

町内の酪農家の皆さんは、家畜排せつ物を堆肥化する際に、水分調整など良好な発酵処理をすることで臭気の軽減に努めていますが、散布の際に強烈な臭気が発生することがあり、適切な処理をしても臭気を無くすることはできません。

このことから、町や農協、酪農家など関係機関で組織する弟子屈町家畜ふん尿臭気・再生可能エネルギー対策協議会では、臭気抑制対策としてさまざまな手法の検討や、専用機材の導入により散布方法を改善するなど、臭気の更なる軽減に取り組んでいます。

堆肥やスラリーの散布は5月、7月、11月頃に集中して行われ、観光シーズンとも重なりますが、農業にとって必要不可欠なことから、ご理解をお願いします。



▲臭気抑制スラリー散布機による散布風景

問い合わせ先／町家畜ふん尿臭気・再生可能エネルギー対策協議会
(事務局／役場農林課農政係) ☎482-2936